



「消費者教育実践事例集」 連載100回を振り返って

色川 卓男 Irokawa Takuo 静岡大学大学院教育学領域 教授

専門は消費者教育論、消費者行政論、生活経済学。消費者問題ネットワークしずおか代表、消費者庁消費者教育推進会議委員、静岡市消費生活審議会会長、日本消費者教育学会常任理事、国民生活センター客員講師

このたび、ウェブ版「国民生活」に2013年10月号から連載されている「消費者教育実践事例集」(以下、事例集)が100回目を迎えました。

98回分を読み直してみましたが、改めて具体的な取り組み状況と課題を把握でき、私自身にとっても大変参考になりました。

この事例集の意義について

この事例集の魅力は、3つあると思います。第1に、最近はこのような事例集は見当たらないことがあります。これまでに、消費者庁の「地方公共団体における消費者教育の事例集」(2013年)等がありましたが、現在、継続しているものはなかなかありません。

第2に、通常の授業実践や講座開催の魅力的な事例だけでなく、全国の多種多様な事例が挙がっています。実施主体も行政だけでなく、学校関係、専門家、各種団体、実施対象も児童・生徒・学生だけでなく、幼児、新入社員、子育て世代、高齢者、知的障がい者や児童養護施設、女子少年院までありました。

第3に、消費者教育の実際の取り組み方法が具体的に把握できます。事業の進め方だけでなく、ゲームやクイズ等を使用した実践内容についても具体的で、その成果と課題もあり、ほかでも応用できそうな内容が示されています。

次節からは、私の関心に沿って、まとめていきたいと思っています。誌面の制約上、すべての事

例や、その具体的な内容についてはあまり記載できていません。興味を持った際には、実際の事例^{*1}を読んでください。

講座の考え方、進め方の ノウハウが分かる

この点については、2014年10月号[第9回]「兵庫県但馬県民局」^{*2}と2015年6月号[第17回]「大野市」の事例、2016年1月号[第24回]「全国消費生活相談員協会」の事例が参考になります。前者は高校(学校)に消費生活センターが入っていくための条件や考え方が、後者は高齢者見守り講座の具体的な進め方が述べられています。これから取り組もうとしている人、あるいは取り組んでいてもなかなかうまくいかないと感じている人には、大変参考になると思います。

魅力的な活動をしている団体が 分かる

事例集の中には、機会があれば、実際に見てみたいと思ったものもありました。例を挙げると、2015年11月号[第22回]「広島弁護士会」による寸劇は、衣装から用意して行うという本格的なものとのことで、ぜひ見てみたいと思わせるものでした。2016年6月号[第29回]「奈良青年司法書士会」の児童養護施設での事例では、家計管理をシミュレーションゲーム形式で分かりやすい発問と考えさせる内容で、楽しく学べる

*1 ウェブ版「国民生活」消費者教育実践事例集 バックナンバー <https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-skyoikujirei.html> および <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11436742/www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-skyoikujirei.html>

*2 以降、事例の表記は原則として、実施主体または執筆者の所属する組織・団体名とした

ように思いました。

また、子どもの安全に焦点を当てた取り組みとして、子ども自身に疑似体験をさせながら学んでもらうという2016年10月号[第33回]「Safety Kids いずみ」の事例も興味深いものでした。

教える・作るプロセスから、主体的に学ぶ方法が分かる

事例集を通して特に印象に残ったのは、普段は教わる人たちが最終的に出前講座の講師をしたり、教材を作るなどを通じて、主体的に学ぶという事例でした。

特に多かったのは、大学生が出前講座の講師や教材開発、イベント開催を行うもので、15事例ありました(2013年11月号[第2回]「日本消費者教育学会」、2014年11月号[第10回]「静岡大学」、2016年3月号[第26回]「金沢大学」、2017年2月号[第35回]「京都府」、2017年8月号[第41回]「鹿児島大学」、2017年12月号[第45回]「青森中央学院大学」、2018年9月号[第54回]「福岡教育大学」、2018年11月号[第56回]「目白大学」、2018年12月号[第57回]「日本大学」、2019年7月号[第63回]「就実短期大学」、2019年9月号[第65回]「山口県」、2019年10月号[第66回]「獨協大学」、2020年2月号[第70回]「岡山理科大学」、2021年7月号[第86回]「大阪府」、2022年6月号[第97回]「富山大学」)。

また、高校生による出前講座の講師や教材開発等(学習した内容を授業で発表することも含む)の主体的な学びを行っているのは9事例ありました(2014年12月号[第11回]「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」、2016年2月号[第25回]「茨城県立神栖高校」、2016年11月号[第34回]「大阪府立貝塚高校」、2017年4月号[第37回]「埼玉県」、2017年5月号[第38回]「愛知県立南陽高校」、2019年4月号[第60回]「小千谷市」、2020年6月号[第73回]「静岡県立相良高校」、2021年8月号[第87回]「静岡市」、2022年5月号[第96回]「埼玉県立蓮田松韻高校」)。

さらに子どもたちが主体的に学ぶものが2事例ありました(2017年3月号[第36回]「鳥取県」、2019年6月号[第62回]「近江八幡市」)。変わり種かもしれませんが、子育て世代に学んでもらって、情報誌や啓発グッズを作るという2018年4月号[第49回]「野々市市」、2018年6月号[第51回]「ポポーのひろば」の事例もありました。いずれも、このようなことを実践したい地方自治体には参考になるように思います。

これはぜひ！

前節の例は企画から事業実施まで手間がかかるとは思いますが、もっとハードルが低いものとして、生徒たちの目の前で、消費生活センターに電話相談するという疑似体験を行った事例があります。これは3事例ありました(2019年1月号[第58回]「静岡市」、2021年5月号[第84回]「東京都立文京高校」、2022年7月号[第98回]「鳥取県弁護士会」)。ほかでも見たことがあるのですが、大変効果的だと思いますので、消費生活センターが出前講座を行う場合は、講座の一部に組み込んでみてはいかがでしょうか。

最後に - 今後に期待したいこと -

ここで取り上げることができなかった事例も興味深いものが多く、この事例集をぜひ一読してご活用いただきたいと言って終わりたいところですが、残念ながら事例集を閲覧するための使い勝手がよくありません。そこで利用者の利便性を考えて、データベースとして利用できるように、検索機能をつけてもらえるとありがたいと思います。

消費者教育施策には歴史がありません。少なくとも1970年代からさまざまな取り組みがされてきたはずですが、その経験が現在に引き継がれていないという意味です。そういう中で、この事例集そのものが歴史をつくるという、地味ですが貴重な取り組みともいえます。ぜひ、今後も継続してもらえることを期待しています。